

5-3-2 判定区分の定義

健全度評価に用いる判定区分を表-5.15に示す。これは、表-5.16に示すように、これまでNEXCOで設定されていた基準を現行要領と照らし合わせて整理し、各ランクに対策工までの期間を加えることにより、ライフサイクルコストの推定が可能となるようにしたものである。

各判定区分は、対策工実施までの期間を示すものであり、その詳細は以下の通りである。

- ①判定区分Ⅳは、即日（場合によっては1週間程度以内）に応急対策を行わなければならない状態。対策に時間を要するようであれば、通行止めを必要とする状態。
- ②判定区分Ⅲは、対策が必要で緊急性もあるが、対策工事費の予算確保や、効果的な対策を熟慮するため、また、詳細設計を行うための期間を1～3年程度確保できる余裕がある状態。
- ③判定区分Ⅱ-2は、対策実施までに10年程度、機能を維持できる状態。
- ④判定区分Ⅱ-1は、対策工実施までに30年程度、機能を維持できる状態。
- ⑤判定区分Ⅰ-2は、対策工実施までに相当、機能を維持できる状態。
- ⑥判定区分Ⅰ-1は、変状がないか、軽微な状態。

なお、スパン毎の健全度評価を行わない部分的な変状に対する補修工の実施にあたっては、設計要領 第三集 トンネル保全編（2）トンネル本体工 3-2 はく落対策、3-3 漏水対策等を参照し、点検判定区分（AA～B）に応じた補修工を行うものとする。ただし、変状が広範囲にわたりスパン毎の機能回復を検討する場合には、設計要領 第三集 トンネル保全編（2）トンネル本体工 2-3 補修・補強ランク 表 2-3.5 ひび割れ密度に関する補修ランク、表 2-3.6 漏水に関する補修ランク等を目安に検討を行う。

5-3-2 健全度ランクの定義

健全度評価に用いる健全度ランクを表-5.15 に示す。これは、表-5.16 に示すように、これまで NEXCO で設定されていた基準を現行要領と照らし合わせて整理し、各ランクに対策工までの期間を加えることにより、ライフサイクルコストの推定が可能となるようにしたものである。

各健全度ランクは、対策工実施までの期間を示すものであり、その詳細は以下の通りである。

- ①判定区分Ⅳは、即日（場合によっては1週間程度以内）に応急対策を行わなければならない状態。対策に時間を要するようであれば、通行止めを必要とする状態。
- ②判定区分Ⅲは、対策が必要で緊急性もあるが、対策工事費の予算確保や、効果的な対策を熟慮するため、また、詳細設計を行うための期間を1～3年程度確保できる余裕がある状態。
- ③判定区分Ⅱ-2は、対策実施までに10年程度、機能を維持できる状態。
- ④判定区分Ⅱ-1は、対策工実施までに30年程度、機能を維持できる状態。
- ⑤判定区分Ⅰ-2は、対策工実施までに相当、機能を維持できる状態。
- ⑥判定区分Ⅰ-1は、変状がないか、軽微な状態。

なお、スパン毎の健全度評価を行わない部分的な変状に対する補修工の実施にあたっては、設計要領 第三集 トンネル保全編（2）トンネル本体工 3-2 はく落対策、3-3 漏水対策等を参照し、点検判定区分（AA～B）に応じた補修工を行うものとする。ただし、変状が広範囲にわたりスパン毎の機能回復を検討する場合には、設計要領 第三集 トンネル保全編（2）トンネル本体工 2-3 補修・補強ランク 表 2-3.5 ひび割れ密度に関する補修ランク、表 2-3.6 漏水に関する補修ランク等を目安に検討を行う。